

議案第37号

東近江市税条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市税条例の一部を改正する条例

東近江市税条例（平成17年東近江市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第24条の2第3号中「又は」を「及び」に改め、同条第5号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に、「それぞれの者」を「それぞれその者」に改める。

第35条第1号中「所得割」を「所得税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第4項中「様式第5号の5、様式第5号の5の2又は様式第5号の6」を「第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第40条第2項中「認められた」を「認められる」に、「同項」を「前2項」に改め、「同項に規定する期間内において」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 個人の市民税額（第38条第2項の規定により併せて賦課し、及び徴収する個人の県民税額を含む。以下この項において同じ。）が均等割額に相当する金額以下であ

る場合については、前項の規定にかかわらず、市長が納税通知書で指定する納期において、当該個人の市民税額の全額を徴収するものとする。

第43条の見出し中「これ」を「これら」に改め、同条第3項中「申請書」を「申告書」に改める。

第44条第1項第1号中「支給期間」を「支払期間」に改め、同条第2項中「合計額」を「合算額」に改め、同条第6項中「徴収させる」を「徴収される」に改める。

第46条の2中「最終日」を「最終月」に改める。

第46条の5中「納期」を「納期限」に改める。

第50条第1項中「不足額」を「不足税額」に改め、同条第3項中「詐欺」を「偽り」に改める。

第51条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民税の減免に関し市長が必要と認める事項

第53条の7中「様式第5号の8」を「第5号の8様式」に改める。

第53条の8第1項及び第53条の9第1項中「支払済」を「支払済み」に改める。

第53条の12第1項中「を徴収され」を「を徴収された」に改める。

第54条第1項中「長い」を「永い」に改め、同条第2項中「共有部分」を「共用部分」に改め、同条第7項中「竣工」を「竣功」に、「以外のもの」を「以外の者」に改める。

第55条の前の見出し中「固定資産」を「固定資産税」に改める。

第56条中「ものは」を「者は」に改め、同条第2号中「学術研究」を「学術の研究」に改める。

第58条第5号中「病院」を「病院等」に改める。

第61条第1項中「3年又は」を「3年度又は」に改め、同条第3項ただし書中「これ」を「これら」に改め、同条第5項ただし書中「当該土地」の次に「又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地」を加え、「登録される」を「登録された」に改める。

第63条中「及び」を「又は」に改める。

第63条の2第2項中「申出書は」を「申出書には」に、「もとづく」を「基づく」に改める。

第67条第3項中「固定資産税（」を「固定資産税額（」に、「とあわせて」を「を併せて」に、「納税通知書に」を「納税通知書で」に、「金額を」を「全額を」に改める。

第68条第2項中「行なわれ」を「行われ」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「行なわれ」を「行われ」に、「固定資産税（」を「固定資産税額（」に、

「本項」を「この項」に改める。

第72条第1項中「義務のある」を「義務がある」に、「申告をする」を「申告する」に改め、同条第2項中「期間中」を「期間」に改める。

第74条第1項中「もの」を「者」に改める。

第74条の2第1項中「賦課日」を「賦課期日」に改め、同条第2項中「とする年度とする年度」を「とする年度」に改める。

第75条の見出し中「固定資産税」を「固定資産」に改め、同条第3項中「の指定すべき期限」を「に指定すべき納期限」に改める。

第80条第3項中「課すこと」を「課すること」に改める。

第87条第4項中「市長から」の次に「当該」を加える。

第90条の見出し中「身体障害者」の次に「等」を加え、同条第1項第1号中「未満の者」を「未満のもの」に改め、同条第2項中「身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法」に改める。

第91条第2項中「取りつける」を「取り付ける」に改め、同条第4項中「又は」を「及び」に改める。

第94条第4項中「重量の」を「重量に」に改める。

第99条第2項中「に未納」を「の未納」に改める。

第101条第1項中「通知書に」を「通知書の」に改める。

第102条第1項中「の普通徴収」を「を普通徴収」に改める。

第104条ただし書中「次条の」を「次条に」に、「当該期間内」を「当該期間」に改め、「鉱産税」の次に「の税率」を加える。

第106条第1項中「提出期限」を「提出の期限」に改める。

第131条第5項中「当該施行者以外」を「、当該施行者以外」に改める。

第137条第2号中「第54条の37」を「第54条の38第1項」に改める。

第139条第2項中「応じ、」の次に「当該税額に」を加える。

第139条の3第2項ただし書中「所有」を「所有し、」に改める。

第140条の3第2項中「の定める」を「に定める」に改める。

附則第4条第1項中「0.73パーセント」を「年0.73パーセント」に改める。

附則第13条中「固定資産税が」を「固定資産税額が」に改める。

附則第15条第1項中「「当該年度分の固定資産税に」を「、「当該年度分の固定資産税に」に改め、同条第4項第1号中「当該宅地評価土地」を「当該宅地評価土地」に改め、同条第5項中「の取得」を削り、「「控除した額の」を「、「控除した額の」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第20条の2第2項第3号中「特定対象給付補填金等」を「特定対象給付補填金等」に改める。

附則第20条の3第2項第3号中「特定給付補填金等」を「特定給付補填金等」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第24条の2第5号の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第 号）の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の東近江市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の東近江市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、東近江市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 東近江市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。